

福島県農林水産部 委託業務成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、測量・地質等調査・設計及び用地調査等業務（以下、「委託業務」という。）の成果が、公共工事の品質に重要な役割を果たすものであることに鑑み、福島県農林水産部が所掌する農林土木工事の委託業務の成績評定（以下、「評定」という。）について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等及び技術者の適正な選定並びに指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

- 第2 この要領において評定の対象となる委託業務は、次の各号に挙げる業務をいう。
- 一 測量業務共通仕様書並びに福島県農林水産部用地調査等共通仕様書に定める測量業務
 - 二 地質調査業務共通仕様書に定める調査業務
 - 三 設計業務共通仕様書（農業農村整備事業）に定める設計業務
 - 四 福島県治山・林道事業業務委託共通仕様書に定める調査、測量、設計業務
 - 五 福島県農林水産部用地調査等共通仕様書に定める用地調査業務
 - 六 建築設計業務（建築設計、構造設計、設備設計及び積算業務等を含む）
 - 七 CM業務共通仕様書に定めるCM業務
 - 八 用地補償総合技術業務共通仕様書に定める用地補償総合技術業務委託
- 2 評定は、1件の契約金額が400万円以上のものを対象とする。
但し、用地調査等業務については、1件の契約金額が100万円以上のものを対象とする。

(評定者)

- 第3 委託業務の評定者（以下、「評定者」という。）は次のとおりとし、評定者の重複は避けること。但し、これによりがたい場合は契約権者の判断によるものとする。
- 1 第1評定者
 - (1) 農林事務所担当監督員、担当主任主査又は主査
 - (2) 本庁担当監督員又は主任主査
 - 2 第2評定者
 - (1) 農林事務所担当主任主査又は主査、担当課長、副部長
 - (2) 本庁主任主査又は副課長相当職
 - 3 第3評定者 検査員（農林水産部業務委託検査実施要綱第3条による。）

(評定の方法)

第4 評定は、委託業務の評定種別ごとに次の評価項目について、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、用地調査等業務で評定者が複数の場

合においては、それらの者が協議して評定を行うものとする。

- 2 評定の結果は、委託業務成績評定表（以下、「評定表」という。）に記録するものとする。
- 3 受注者が法令又は契約書記載の禁止事項に違反した等の理由により契約権者から警告注意等があった場合は、評定を減点するものとする。

（評定の時期）

- 第5 評定の時期は、第1評定者及び第2評定者については委託業務が完成した時、第3評定者については委託業務の検査を実施した時にそれぞれ行うものとする。
第3評定終了後、評定は契約権者の決裁を受けるものとする。

（評定表等の提出）

- 第6 評定表等は決裁後、農林事務所においては担当課長、本庁においては担当主任主査（以下、「担当課長等」という。）が保管するものとする。また、担当課長等は、検査日の翌月20日までに評定表等の写しを農林水産部長（農林技術課長）へ提出するものとする。

（評定の結果の通知）

- 第7 契約権者は、評定を決裁後、速やかに当該委託業務の受注者に対して書面により評定の結果を通知するものとする。

（評定の修正）

- 第8 契約権者は、第7の通知をした後、当該評定の結果を修正する必要があると認められる場合は修正しなければならない。
 - 2 契約権者は、前項の修正を行ったときは、遅延なくその結果を当該委託業務の受注者に通知するものとする。
 - 3 担当課長等は、修正した評定表等の写しを農林水産部長（農林技術課長）へ提出するものとする。

（説明請求等）

- 第9 当該委託業務の受注者が第7または第8第2項による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により契約権者に対して評定結果について説明を求めることができる。
 - 2 契約権者は、前項による説明を求められたときは書面により回答するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成22年10月20日から施行し、平成22年度契約の委託業務から適用する。
- 2 この要領は、平成24年4月1日から適用する。

- 3 この要領は、平成 25 年 1 月 21 日から適用する。
- 4 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 5 この要領は、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。
- 6 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。